

別表1-2

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	ZEH水準への改修を行う場合（木造に限る）	左記以外
部分改修	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 ^{※1} ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 ^{※1} ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの
全体改修	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①構造計算 ②壁量等基準（案） ^{※2} ③耐震等級3 ^{※3}	
<p>※1 平成18年国土交通省告示184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む） ※2 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要（柱の小径に関する基準は除く） ※3 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示1346号）</p>		